

R5. 10. 13 議会運営委員会

西内委員長	ただいまから、議会運営委員会を開く。 本日は、意見書案等の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
1. 議案の追加提出について	
西内委員長	初めに、議案の追加提出についてである。 総務部長、説明を願う。 (徳重総務部長、説明) ・第16号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案
西内委員長	何か質問はないか。 (なし)
2. 意見書案の協議結果について	
西内委員長	次に、意見書案の協議結果についてである。 1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。 意見書案は、4番及び6番が原案のとおり、2番が文言修正の上で、また1番については提出先を追加の上で、以上4件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
3. 議事手続について	
(1) 委員会に付託してあった議案	
西内委員長	次に、議事手続についてである。 まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案12件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。 採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。 (了 承)
西内委員長	なお、3ページの資料3にあるとおり、会派から「第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても議場に配付しておくので、御了承願う。 (了 承)
西内委員長	修正案が提出された第1号議案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。 修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し添える。
ア 修正案	
西内委員長	次に、先ほどの議発第2号「第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する

修正案」についてである。

この修正案については、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑

西内委員長

次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。

委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

次に、修正案に対する質疑も省略することで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

ウ 討論

西内委員長

次に、議案及び修正案についての討論は、いかがでしょうか。

土居委員

自由民主党は、修正案に対して討論を行う。

西内委員長

それでは、修正案について討論を行うこととし、発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

西内委員長

次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	イ 質疑・委員会付託・討論
西内委員長	この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	(3) 議員派遣議案
西内委員長	次に、11ページの資料4、議員派遣議案についてである。 第23回都道府県議会議員研究交流大会、地方議会活性化シンポジウム2023及び日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年記念訪問事業への派遣に関する議案については、前回の議運で本日の会議に提出することとしていた。 この議案の議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	(4) 意見書議案
西内委員長	次に、13ページの資料5、意見書議案についてである。 13ページの議発第3号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書」議案から22ページの議発第6号「下水サーベイランス事業の実施を求める意見書」議案までの計4件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。
	(異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。 以上、ここまでの議事手続についてである。 ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。
	(事務局、議事日程表を配付)
西内委員長	それでは、事務局に説明させる。
	(吉岡議事課長、説明)
西内委員長	この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

4. 12月定例会の開催時期について

西内委員長

次に、24ページの資料6、12月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申出について

西内委員長

次に、25ページの資料7、継続審査調査の申出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

6. 南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正について

西内委員長

次に、26ページの資料8、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長

26ページの資料8を御覧願う。南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正について御説明させていただく。

この改正は、本年9月1日に災害対策基本法施行令等が改正されたことに伴う改正となる。改正案については、次の27ページから28ページの新旧対照表のとおり、議員編と事務局編の改正箇所を抜粋して掲載している。

改正内容について御説明するので、26ページにお戻り願う。中段に記載している今回の改正内容は、災害時の緊急通行車両に係る取扱いがこれまでの事前届出から事前交付に変更となるものである。

下段で変更点を整理している。これまでは、事前に事前届出済証の交付を受けておき、災害発生時に最寄りの警察署等で、緊急通行車両確認標章と緊急通行車両確認証明書の交付手続を改めて行う必要があった。このたびの変更により、今後は事前に緊急通行車両としての確認を受け、あらかじめ災害発生前の段階で標章と証明書の交付を受けておくことで、災害発生時に手続を行うことなく交通検問所を通行可能となるものである。

今回お諮りする南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正案は、こうした内容を反映した案となる。改正案について御審議いただくようお願いする。

続いて、29ページを御覧願う。改正案を御承認いただけた場合は、29ページに記載しているとおり、災害時に議員の皆様が緊急通行をより円滑に行うことができるよう、全議員の皆様の緊急通行車両の再手続を行いたいと考えている。

については、29ページの下段のとおり、手続に必要な書類として、皆様にお渡しし

ている事前届出済証と車検証の写しを今月末までに御提出願う。これまで同様、事務局で一括して手続を行う。登録できる車両は、これまでどおり1人1台である。交付後は、有事に備えて大切にお持ちいただくようお願いする。

次の30ページは、これまでの事前届出済証の様式を参考に添付している。説明は以上である。

西内委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、この件については、27ページの案のとおり改正することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、この活動指針の改正は議長において行うこととし、文言の調整が必要な場合は議長に一任することで、御了承願う。

(了承)

西内委員長

また、活動指針が改正されたら、事務局から説明があったように災害時の緊急通行車両に係る取扱いが変更されるということであるので、資料29ページに記載してある必要書類を期限内に提出していただくよう、各会派で周知を願う。

7. 議員派遣に係る報告書の提出について

西内委員長

次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。

全国都道府県議会議長会新任議員研修会及び全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典に派遣したそれぞれの議員から、派遣の報告書が議長に提出された。

その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了承)

西内委員長

なお、全議員に対しては、後ほど控室のほうへ写しを配付し、併せて図書室にも配置することとする。

8. 虚礼廃止の広報について

西内委員長

次に、31ページの資料9、虚礼廃止の広報についてである。

公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。

これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、31ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。

また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、併せて御了承願う。

(了承)

9. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

西内委員長

次に、その他についてである。
まず、32ページの資料10、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

高校生フォトコンテストの審査員の変更についてである。
本年度の高校生フォトコンテストについては、6月16日の議運で実施について御決定をいただいた。その中で、第1次審査を高知県写真家協会の岩崎勇会長及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏のお二人をお願いすることとしていたが、残念ながら岩崎会長におかれては、先月御逝去された。ここに謹んで御冥福をお祈りする。
このため、写真家協会と改めて協議を行い、審査員として津野廣幸氏を御紹介いただいた。津野氏は、県展の無鑑査にもなられており、写真家協会としても作品展の審査をお願いしているほか、オールドパワー文化展、障害者美術展の審査員なども歴任されているとお伺いしている。
については、本年度のフォトコンテストの1次審査は津野氏と門田氏のお二人とすることを御了承いただくようお願いする。

西内委員長

何か質問はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(2) その他

西内委員長

次に、その他で何かないか。

(吉岡議事課長、挙手)

西内委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長

県議会議員と高校生との意見交換会について御報告する。資料はない。
県議会議員と高校生との意見交換会については、教育委員会の主催により毎年度実施されており、県議会としても積極的に協力しているところである。この意見交換会について、例年この時期には教育委員会から開催の御案内をいただいているところであるが、今年度についてはまだ日程を含め調整中であるとのことで、案内が届いていない。
教育委員会としては実施の方向であるとのことであるので、後日案内が届いたら、参加の御協力をよろしく願います。

西内委員長

ほかにないか。

R5. 10. 13 議会運営委員会

(な し)

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。
なお、本日の本会議閉会後に、議会デジタル化検討小委員会が開催されるとお聞きしているので、御承知おき願う。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。